

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	松田 太希
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>学校教育の暴力性に関する社会哲学的研究 —スポーツ集団への着目から—</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査            教授    樋口 聡</p> <p>審査委員        教授    井上 弥</p> <p>審査委員        教授    木原 成一郎</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文は、学校教育がいじめや体罰といった暴力が発生する場としてあり続けているという現実に着目し、また、そうした暴力を根絶しなければならないと繰り返される教育言説の妥当性への疑問を問題の背景とし、学校教育の暴力性の本質的特性を社会哲学の視点から解明することを試みたものである。その具体的な考察を展開するにあたって、方法として取ったのが、スポーツ集団への着目である。達成されるべき目標を設定し、成員が真摯にその目標の達成に向けて尽力するという集団の同型性に目を向け、モデル的な考察をまずスポーツ集団を対象として行い、そこで導かれた考察を、学校教育という大きな枠組みに拡張することが、本研究でなされたことである。</p> <p>本論文は、第Ⅰ部 人間存在と暴力、第Ⅱ部 スポーツと暴力性、第Ⅲ部 学校教育における暴力性、という大きく3部から成っており、それぞれの部が3つの章から構成されている。</p> <p>第Ⅰ部の人間存在と暴力では、ベンヤミン、バタイユ、ニーチェ、フロイト、フーコーなどの哲学的暴力論を概観し、共同体（国家）の形成、自己意識 - 他者意識の関係、無意識、存在、理性、啓蒙といった人間存在の根本的あり様と「暴力性」が密接に関わっていることが明らかにされた。</p> <p>第Ⅱ部のスポーツと暴力性では、まず第1章でスポーツの暴力性と人間への影響が問題にされている。スポーツ集団の成員は「自己規律的な主体」であり、スポーツの場を構成する「権力」の様態が「禁止の権力」であることが指摘されている。そしてフーコーを援用しつつ、「規格化としての制裁」という機能として「体罰」が理解されることが示された。指導者の体罰の根底に、指導者性を確保・顕示する「自己保存」の欲望が見出された。第2章では、フロイトの集団心理学を参照して、指導者 - 選手関係における暴力性が探究されている。両者の関係の心的紐帯を「ほれこみ」と規定し、それが選手の内部に「理想化」という心的状態を生み出し、それが指導者の暴力行為を引き起こすことになることが指摘された。第3章では、ジラールの議論をもとに、選手間の暴力性が考察されている。選手間の暴力行為の基底にジラールの言う「模倣的欲望」があり、それによって「相互的暴力」が生み出されることが指摘された。</p>			

第Ⅲ部 学校教育における暴力性の第1章では、教育に見られる「望ましさ」＝「規格」を目指す強制力が暴力性を持っており、教育と暴力の関係が「密約的關係」と呼ばれ、生徒の「良心」を利用した「巧みな回収」が教育的態度として遂行されることが示された。第2章では、教師-生徒関係の暴力性が体罰を手がかりとして考察され、スポーツ集団についての考察で明らかにされた「自我理想」が、教師の生徒に対するふるまいにおいても見られることが示された。第3章では、いじめを手がかりにして、生徒間関係の暴力性が問題にされた。いじめの根底にある「集合的無意識」と「祝祭性」への願望が明らかにされ、ここでのいじめの発生機序がスポーツ集団の場合とは異なる構造を持っていることも示された。

結章において、以上の本論にて明らかになったことが4点示されている。すなわち、①スポーツや学校教育をも含んだ文化の根源的な暴力性、②暴力性を形づくる自我と暴力の親和性、③暴力性に見られる「理想化」「自己保存」「良心」といった要因、そして④「模倣的欲望」が引き起こすスケープゴートのメカニズム、である。こうした社会哲学の視点から暴力性についての批判的考察を展開した後、学校教育における暴力性への向き合い方として、暴力性の発光源である「規格」の内容を絶えず更新すること、性急な成果主義からの解放、自我理想の病的状態を抜け出す自己理解の探求、「集団的無意識」の建設的な解体と祝祭性の復権、が示唆された。

本論文は、以下の3点において評価される。

(1) いじめや体罰といった現実的に深刻な学校教育の問題に向き合い、「いじめや体罰といった暴力はあってはならないものであり、その根絶を目指さなければならない」といった常識の抱えている問題性を抉り出し、人間存在の根源的な暴力性という社会哲学的視点から、学校教育と暴力性の親和性を明らかにし、問題への向き合い方を刷新するための問題提起をしていること。

(2) 暴力を法的に規制するといった対処法からひとまず退いて、暴力という人間的関係の発生機序を、心理学や権力論や社会学などの知見を広く援用して、スポーツ活動も含んだ学校におけるいじめや体罰といった人間的現象に、合理的な説明を与えたこと。

(3) 暴力を語る言説の宿命に気づき、批判的な考察の重要性と、語り手の自己言及性の困難さを明るみに出し、その困難さを今後の課題としても把握していること。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成29年2月6日